

令和6年度 熊本県修学旅行補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この事業は、熊本県外の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）が実施する、熊本県内を周遊する修学旅行を取扱う補助対象者に対し、予算の範囲内において、修学旅行補助金（以下「補助金」という）を交付することにより、県内での修学旅行実施を促進し、熊本地震などの影響で落ち込んだ修学旅行の需要回復を図る。

(補助対象者)

第2条 本事業の補助対象者は、旅行業法（昭和27年法律 第239号）に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた旅行会社で、第3条及び第4条に規定する補助要件の全てを満たす修学旅行を取扱う者とする。

(補助対象期間)

第3条 補助の対象となる修学旅行（以下「補助対象修学旅行」）は、令和6年4月1日（月）以降に出発し、令和7年2月28日（金）までに帰着する修学旅行とする。

(補助要件)

第4条 補助対象修学旅行は次の要件を全て満たし、（公社）熊本県観光連盟（以下「連盟」という。）の会長（以下「会長」という。）が承認した修学旅行とする。

- (1) 熊本県外の学校が学校行事として行う修学旅行であること。
- (2) 熊本県内に住所を有する宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- (3) 教育プログラムの実施又は熊本県内に住所を有する有料観光施設、体験施設、食事施設、土産店（休憩を目的とした立ち寄りを除く。）の訪問を1泊につき2箇所（件）以上実施すること。
- (4) 過去2カ年度、本補助金を受けていない学校が行う修学旅行であること。なお、過去3カ年度、本補助金を受けていない学校を優先する。

(補助対象経費、補助金額及び補助限度額)

第5条 補助対象修学旅行の補助対象経費は、補助対象修学旅行における、貸切バスの借上費又は宿泊費とする。

- 2 補助金の額及び補助限度額は、以下のとおりとする。なお、補助金の交付を申請する者は、(1)又は(2)のいずれかを選択のうえ、申請しなければならない。

補助金額		補助限度額
(1) 貸切バス借上費	貸切バス1台当たり50,000円	1校につき25万円
(2) 宿泊費1人1泊	2,000円	
※2泊の場合	4,000円	

- 3 貸切バスの借上費が第2項第1号に定める補助金額を下回る場合は、貸切バスの借上費を補助限度額とする。

- 4 第2項第2号に定める宿泊費の助成対象は、教員・生徒のみ（添乗員・カメラマン・看護師等を除く。）とする。

(申請手続き)

第6条 補助金を申請しようとする者(以下「申請者」)は、原則、修学旅行出発日の14日前までに下記により会長あてに必要な書類を提出しなければならない。ただし、補助金の申請受付は、予算額に達した時点で終了とする。なお、既に実施済みの場合は10月4日(金)までに必要な書類を提出するものとする。

(1) 提出先

公益社団法人熊本県観光連盟

〒862-0950 熊本市中央区水前寺6-5-19

TEL: 096-382-2660

メール: kumamotokyoiku@kumakanren.or.jp

(2) 提出方法

メール

(3) 提出部数

1部

(4) 提出書類

- ① 補助金交付申請書(別記第1号様式)
- ② 修学旅行行程表
- ③ 誓約書(別記第2号様式)
- ④ その他、連盟が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 会長は、第6条による補助金交付申請書の内容を審査の上、熊本県修学旅行補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(計画の変更及び交付額の変更)

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、旅行期間、旅行内容(宿泊施設・訪問する観光施設等)を変更する場合又は申請を取り下げの場合は、速やかに変更(中止)承認申請書(別記第4号様式)を会長に提出しなければならない。

2 第7条の規定による補助金の交付決定後はいかなる理由があっても補助金額の増額変更は認められない。

3 補助金額が減額となる場合は実績報告にて申請することとする。

4 会長は、前項の変更(中止)承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し適当と認めるときは、熊本県修学旅行補助金変更交付決定通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、原則、修学旅行終了日の翌日から起算して14日以内に下記により会長あてに必要な書類を提出しなければならない。なお、当該期限までに提出がない場合は、補助金を請求する権利を自ら放棄したものとみなす場合がある。なお、既に実施済みの場合は11月5日(火)までに必要な書類を提出するものとする。

(1) 提出先

公益社団法人熊本県観光連盟

〒862-0950 熊本市中央区水前寺6-5-19

TEL: 096-382-2660

メール: kumamotokyoiku@kumakanren.or.jp

(2) 提出方法

メール

(3) 提出部数

1部

(4) 提出書類

- ① 実績報告書(別記第6号様式)
- ② 宿泊証明書(別記第7号様式)又は貸切バスの台数・費用が分かるもの(バス会社からの請求書写し・領収書の写し等)
- ③ その他、連盟が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 会長は、前条による報告があった場合、内容を審査し、催行された修学旅行が第3条から第5条までに定める要件に合致するときは、補助金の額を確定し、熊本県修学旅行補助金交付確定通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 申請者は、前条の熊本県修学旅行補助金交付確定通知書を受領した場合は、受領した日から7日以内に請求書(別記第9号様式)を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し、補助金の返還)

第12条 会長は、補助金の交付の決定又は交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の取り消し、又は交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき。
- (2) 申請事項その他に変更が生じ、補助金を交付することが適当でないと会長が認めたとき。
- (3) その他、補助金を交付することが適当でないと会長が認める事由が生じたとき。

(その他)

第13条 この要項に定めのない事項については、連盟が別に定めるものとする。

附則

この要綱は令和6年9月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。